



登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定に基づく届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	一般社団法人日本クレーン協会
登録教習機関の住所	東京都江東区新木場1丁目11番7号
事務所の名称	一般社団法人日本クレーン協会三重支部
事務所の所在地	三重県津市あのとつ台4丁目3番5号
登録技能講習（登録番号）	玉掛け技能講習（第20-3号） 床上操作式クレーン運転技能講習（第37-1号） 小型移動式クレーン運転技能講習（第38-1号）

	変 更 事 項	
	変更前	変更後
代表者の氏名	会長 森下 信	会長 曄道 佳明

変 更 年 月 日 令和8年6月22日

令和8年7月 日

三重労働局長

